

令和3年9月6日  
更新 令和3年11月22日

## 三重県地域経済応援支援金・三重県酒類販売事業者等支援金(8・9月分) Q & A

### 【共通項目】

#### Q1-1 「中小法人等」、「個人事業者等」とは具体的にどのような事業者ですか？

A1-1

「中小法人等」とは、資本金等10億円未満、又は資本金等が定められていない場合は常時使用する従業員数が2,000人以下の法人をいいます。(「中小企業基本法」の中小企業よりも広い定義となっています。)

「個人事業者等」とは、個人で開業している「個人事業主」や「フリーランス」などで、主たる収入を事業所得や雑所得・給与所得で確定申告している方をいいます。

#### Q1-2 本社が県外にある事業者も、三重県内に店舗があれば支援金の対象になりますか？

A1-2

三重県内に本店又は主たる事業所(本社)を有する中小法人・個人事業者等が対象となるため、県外に本社がある場合は、三重県内に本店があれば対象となりますが、本社及び本店が県外にある場合は、対象となりません。

#### Q1-3 「三重県内に本店又は主たる事業所を有する」とは、どういう場合を言うのでしょうか？

A1-3

中小法人等の場合は、登記された本店所在地(履歴事項証明書で確認します。)又は、主たる事業所(本社で確定申告書の納税地となっていること。)が三重県内であることを言います。

個人事業者の場合は、個人の住所にかかわらず、事業を行う店舗等で確定申告書の納税地となっている事業所が三重県内であることを言います。

#### Q1-4 県内に事業所(店舗)が複数ある場合は、すべての事業所で申請できますか？

A1-4

申請単位は、事業所(店舗)ではなく、事業者単位(「1法人あたり」、「1事業者あたり」)とします。県内に事業所(店舗)が複数ある場合でも申請は1件となります。

すので、事業者の総売上を、前年又は前々年同月と比較し、売上減少額を支給します（上限額あり）。特定の店舗のみ月間売上が30%以上減少したとしても、事業者全体の総売上にかかる売上減少率が要件を満たしていなければ対象となりません。

**Q1-5 国の「月次支援金」とは何ですか？**

A1-5

「月次支援金」は、令和3年4月以降に実施された緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴う、「飲食店の休業・時短営業」や「外出自粛等」の影響により、売上が50%以上減少した中小法人・個人事業者等に対して給付される国の制度です。

【月次支援金の概要】詳細は、経済産業省の月次支援金ホームページをご覧ください。

月次支援金ホームページ

[https://www.meti.go.jp/covid-19/getsuji\\_shien/index.html](https://www.meti.go.jp/covid-19/getsuji_shien/index.html)

給付対象			
ポイント1	緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴う飲食店の休業・時短営業又は外出自粛等の影響を受けている事業者		
ポイント2	2021年の月間売上が、2019年又は2020年の同月比で50%以上減少		
給付額：該当月の売上減少額			
中小法人等	上限20万円/月	個人事業者等	上限10万円/月

**Q1-6 8月と9月の売上は、両方とも30%以上減少している必要がありますか？**

A1-6

両方とも30%以上減少している必要はありません。

いずれかの月のみ30%以上の売上減少がある場合は、その月分のみ支援金を申請いただけます。

**Q1-7 売上減少率30%以上が、8月分のみです。第1号様式において、9月分の記載は必要ですか？また、9月分の売上台帳等は必要ですか？**

A1-7

第1号様式において、9月分の記載は不要です。また、9月分の売上台帳等についても、添付の必要はありません。

**Q1-8 比較月は令和2年ですが、令和元年分の確定申告書の写しは必要ですか？**

A1-8

比較月が令和2年であれば、令和元年分の確定申告書の写しは不要です。

比較月が令和元年の場合は、令和元年分と令和2年分の確定申告書の写しを提出してください。（令和2年分の営業実態を確認するため。）

**Q1-9 持続化給付金や家賃支援給付金など、新型コロナウイルス感染症に関連する給付金等は事業収入（売上）に含まれるでしょうか？**

A1-9

本支援金は、対象月の事業収入（売上）が前年又は前々年同月比で30%以上減少した場合に支給することとしており、事業収入（売上）には当然、持続化給付金や家賃支援給付金など、新型コロナウイルス感染症対策として国又は地方公共団体による支援施策により得た給付金、補助金、助成金等は、含まれるものではありません。従って、確定申告書に記載の年間収入金額等にこれらが含まれる場合は、除いて計算していただく必要があります。

**Q1-10 個人事業者ですが、事業収入（売上）には給与所得も含むことができますか？**

A1-10

本支援金は、事業者全体の「事業収入（売上）」で比較することとしています。ただし、個人事業者等でフリーランスの方のように、業務委託契約などによる収入を給与所得で申告している場合、当該給与所得についても、事業収入（売上）に含めることができます。当該給与所得が、雇用関係にない業務委託契約などによるものなのか、雇用契約による給与所得なのか確認していただき、雇用関係にない業務委託契約などによるものであれば事業収入に含めることができます。その場合、国民健康保険証により被雇用者でないことを確認します。

**Q1-11 「履歴事項全部証明書の写し」に代えて、「登記情報提供サービスで提供される登記情報をプリントアウトしたもの」を提出することは可能ですか？**

A1-11

登記情報提供サービスで提供する登記情報は利用者が請求した時点において登記所が保有する登記と同じ情報であり、「履歴事項全部証明書」の写しの内容と同等であると認められることから、当サービスを利用してプリントアウトしたものの代用を可とします。

なお、履歴事項全部証明書の写しと同様、申請日から3か月以内に提供されたものを提出してください。

登記情報提供サービス ホームページ <https://www1.touki.or.jp>

**Q1-12 申請様式は郵送してもらえますか？**

A1-12

申請書類を郵送させていただきますので、390円切手を貼り付けた返信用封筒（角形2号サイズ）を封筒に入れ、オモテ面に、「申請書請求」とご記入のうえ、下記宛先までお送りください。

〒514-8799 津中央郵便局留

三重県地域経済応援支援金事務局 宛て

三重県酒類販売事業者等支援金事務局 宛て

※同封する返信用封筒（角形2号サイズ）に、ご依頼人の住所及び氏名をご記載ください。

**Q1-13 申請書の送付先を教えてください。また、直接持参することもできますか？**

A1-13

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から持参による提出は一切受け付けいたしません。

下記の宛先まで申請してください。

〒514-8799 津中央郵便局留

三重県地域経済応援支援金事務局 宛て

三重県酒類販売事業者等支援金事務局 宛て

※封筒オモテ面に「申請書在中」とご記載ください。

※封筒ウラ面には差出人の住所および氏名をご記載ください。

※レターパックや簡易書留等、郵便物の追跡ができる方法で郵送してください。

## 【三重県地域経済応援支援金(8・9月分)】

### Q2-1 支援金を創設した趣旨を教えてください。

#### A2-1

たび重なる感染拡大と急激な感染者増加により、三重県まん延防止等重点措置による飲食店への時短等のみならず、三重県緊急事態措置の発出による飲食店の休業・時短、外出自粛等の要請が強化された影響を受け、県内の幅広い業種の事業者の経営状況は一段と厳しさを増しています。この状況をそのまま放置すれば、中小・小規模事業者の廃業が相次ぎ、地域経済の再生が困難になることが危惧されます。

国では、飲食店の休業・時短営業や外出自粛等の影響を受けて、月間売上が50%以上減少している中小法人・個人事業者等に対し「月次支援金」を支給しています。

しかし、売上減少率が50%に満たない事業者でも、影響の長期化により苦しい状況が見受けられます。また、売上減少額に対し、月次支援金の支給額（中小法人等20万円、個人事業者等10万円）では減少額を全く賄えないとの声も聞かれます。

そこで、県では、県の独自の支援金として、地域経済の担い手である幅広い業種の事業者を対象とし、売上減少率30%以上と国の制度の要件を緩和し、新たに「三重県地域経済応援支援金」を創設します。

### Q2-2 概要及び支給金額を教えてください。

#### A2-2

「三重県まん延防止等重点措置」、「三重県緊急事態宣言」等に伴う飲食店の休業・時短営業又は外出自粛等による影響を受け、令和3年8月と9月の各月の売上が、前年又は前々年の同月比で30%以上減少している事業者に対し、各月の売上減少率に応じて、次表の額を上限とし、各月の売上減少額（月次支援金の支給を受けた場合は、その支給額を控除した額）を支給します。

#### 【上限額（月額）】

売上減少率	30%以上70%未満	70%以上90%未満	90%以上
中小法人等	10万円	20万円	30万円
個人事業者等	5万円	10万円	15万円

したがって、支給金額は、売上減少率に応じて、2ヵ月で、中小法人等は最大20～60万円、個人事業者等は最大10～30万円となります。

また、売上減少率が50%以上の場合には、国の月次支援金と合わせて活用いただくことで、2ヵ月で、中小法人等は最大60万円～100万円、個人事業者等は最大30～50万円の支援が受けられます。

例) 令和3年8月の売上50万円、令和2年8月の売上150万円

令和3年9月の売上30万円、令和元年9月の売上200万円の中小法人の場合  
<8月>

- ・売上減少額 100万円(売上減少率67%)
- ・月次支援金支給額 20万円(月次支援金は別途国へ申請が必要です)
- ・本支援金支給額 100万円-20万円= 80万円 ⇒ 上限10万円

<9月>

- ・売上減少額 170万円(売上減少率85%)
- ・月次支援金支給額 20万円(月次支援金は別途国へ申請が必要です)
- ・本支援金支給額 170万円-20万円=150万円 ⇒ 上限20万円

**Q2-3 対象となる業種を教えてください。**

A2-3

「三重県まん延防止等重点措置」、「三重県緊急事態宣言」等に伴う飲食店の休業・時短営業等の影響を受ける飲食関連事業者と外出自粛等の影響を受ける外出自粛等関連事業者を対象としています(具体的には、次の表のような業種が対象となります)。

これにより、これまで県が行う協力金や支援金の対象となっていなかった、昼だけ営業の飲食店やカラオケ喫茶、農業・漁業者、生活関連サービス業の事業者などが支援金の対象となります。

ただし、三重県による休業・時短要請の対象となる飲食店や大規模集客施設及びそのテナント等は対象から除きます。

<飲食関連事業者>

主な要請	直接影響	間接影響
①飲食店休業・時短	飲食店 結婚式場	食品加工・製造 食器・調理器具 清掃 廃棄物処理 広告業 設備工事業 卸 仲卸 問屋 貨物運送 農業 漁業 生花店 司会業 接客派遣 ソフトウェア業 等
②酒類提供停止	飲食店(居酒屋・スナック等) 結婚式場 等	酒類販売(小売・卸) 酒類製造 運転代行業 接客派遣 生花店 等
③カラオケ利用自粛	飲食店(カラオケ喫茶・スナック等) 結婚式場 カラオケボックス ネットカフェ 等	カラオケリース カラオケ設備業 司会業 イベント出演者 等

<外出自粛等関連事業者>

主な要請	直接影響	間接影響
④外出・移動自粛	飲食店(食堂 喫茶店 屋台 テイクアウト店等) 宿泊業 タクシー・バス レンタカー ガソリンスタンド 土産物店 映画館 カラオケ店 雑貨店 アパレル 旅行業者 観光業者 生活関連サービス業(理美容 エステ スポーツジム 学習塾 冠婚葬祭 クリーニング 銭湯等) アウトドア業(キャンプ場 ゴルフ場 遊渡船業) 等	食品・加工製造 清掃 タクシードライバー バスガイド イベント出演業 卸 仲卸 貨物運送 広告業 ソフトウェア業 アウトドア用品販売 等
⑤イベント自粛	キッチンカー イベント業 広告 イベント出演 等	ソフトウェア レンタル業 等

**Q2-4 本支援金の対象とならないケースを教えてください。**

A2-4

- ①大企業(中小法人等の定義に該当しないもの)、宗教法人、政治団体、暴力団関係、風俗店、法人でない任意団体
- ②廃業した、長期休業しているなど具体的な営業実態や今後の事業継続の意思が確

認できない場合

③三重県による休業・時短要請協力金の対象となる飲食店や大規模集客施設及びそのテナント等

などについては、本支援金の対象となりません。

Q2-5 4月～6月に行った「三重県飲食店取引事業者等支援金」との違いは何でしょうか？

A2-5

①対象業種の拡大

飲食店及び関連事業者等だけでなく、外出・移動自粛、イベント自粛等の影響を受ける事業者も支援金支給の対象としています。また、飲食店の取引先について、直接取引事業者だけでなく間接取引事業者についても対象としています。

②支援金額の拡大

売上減少率に応じた支援金額を一律ではなく、売上減少率が大きくなるのに応じて2倍、3倍と手厚く設定しています。

③国の月次支援金との併給可能

今回の支援金制度は県独自に実施するものであり、国の月次支援金の支給を受ける事業者に限定せず、国の月次支援金を受けていなくても支給対象となります。また、国の月次支援金と合わせて活用していただくことで、より多くの支援を受けられるようになっています。

Q2-6 他の協力金や支援金と重複して受給できますか？

A2-6

令和3年8月・9月の要請にかかる、「三重県飲食店時短要請等協力金」「三重県集客施設時短要請等協力金」および「三重県酒類販売事業者等支援金（8・9月分）」との併給はできません。なお、国の月次支援金との併給は可能です。

Q2-7 飲食店や外出自粛等の要請の影響を受けた事業者との「取引」とは、どのようなものが対象となりますか？

A2-7

新たな契約（受注）だけでなく、納品後の定期メンテナンスやアフターフォロー、リース料金の支払い、定期的な許認可更新の事務代行、契約（受注）の取りやめなどの意向を示す資料等、取引先との継続した関係性が確認できれば、対象となります。その場合、第1号様式において、取引の内容を記載してください。

例：リース契約において、メンテナンスおよび料金の支払い等を通じて、取引先との継続的なやり取りが発生している場合。

Q2-8 A類型（主として個人顧客に直接、商品・サービスを提供している事業者）ですが、第1号様式の「7 取引先の情報」への記載は必要ですか？

A2-8

A類型の事業者による申請の場合、第1号様式の「7 取引先の情報」への記載は必要ありません。B類型の事業者の場合は必ず記載してください。

Q2-9 飲食店を営営していますが、本支援金を申請できますか？

A2-9

通常営業時間が20時までで酒類提供を行っていない飲食店（酒類の提供を停止して営業している飲食店を含む）やキッチンカー、ネットカフェなど、三重県が実施する時短要請等協力金の対象とならない事業者は、申請することができます。

Q2-10 不動産業を営営していますが、本支援金の対象となりますか？

A2-10

不動産業を営む法人（又は個人）が、確定申告書において、「事業収入」として売上計上している場合は対象となります。個人の方などで、確定申告書において、「不動産収入」として計上している場合は対象なりません。

Q2-11 店舗を構えずに移動販売業を営営していますが、本支援金の対象となりますか？

A2-11

県民に対する外出・移動自粛の要請により影響を受けて売上が減少していれば、店舗を構えずに対面で販売活動を行っていたとしても対象となります。

Q2-12 訪問販売業（保険外交員や家事代行業などを含む）をしています。本支援金の対象となりますか？

A2-12

県民に対する外出・移動自粛の要請には、訪問・面会の自粛等も含まれますので、それらの影響を受け売上が減少していれば、訪問販売等の形態による事業も対象となります。

Q2-13 医療・福祉関連の事業者ですが、本支援金の対象となりますか？

A2-13

病院や福祉施設、ドラッグストア、薬局なども、県民に対する外出・移動自粛の要請により影響を受けて（受診控え等による影響）売上が減少していれば、医療・福祉関連の事業者も対象となります。



**Q2-14 建設業をしています。本支援金の対象となりますか？**

A2-14

本支援金は、令和3年8月の三重県緊急事態宣言等の要請により影響を受け売上が減少した事業者を対象としています。

建設業においては、「飲食店関係の工事の発注がなくなってしまった」「外出・移動自粛の影響により発注者と打ち合わせができずに工事の進捗が遅れ、売上が減少した」など、飲食店の休業・時短要請や県民に対する外出・移動自粛の影響を受け、売上が減少していれば対象となります。

<対象となる場合の例>

- ・飲食店への休業・時短要請の影響により、建設工事が減少した
- ・外出自粛関連事業（宿泊業や小売業等）との取引が減少した影響により、建設工事が減少した
- ・外出自粛等による直接影響（打ち合わせ・工事ができない等）により、一般住宅等の工事が停滞した 等

**Q2-15 自転車販売業（小売業）をしています。本支援金の対象となりますか？**

A2-15

県民に対する外出・移動自粛の影響を受けて売上が減少していれば、自転車販売業も対象となります。

**Q2-16 白色申告の事業者ですが、毎年3月にしか売上が計上されず、8月・9月は毎年の売上が0円となっています。本支援金の対象となりますか？**

A2-16

収穫時期など季節的な要因で、売上の計上時期が対象月と異なっているなどにより売上減少額が発生した場合など、飲食店の休業・時短営業、外出・移動自粛等の影響による売上減少でない場合は、本支援金の対象外となります。

**Q2-17 喫茶店を営んでいます。メニュー表の提出は必要ですか？**

A2-17

店の外観写真、内観写真を提出いただければ、メニュー表などの営業実態を確認できる資料の提出は、不要です。

**Q2-18 運転代行業を営んでいます。事務所がありません。外観写真、内観写真、営業実態が確認できる資料の提出はどのようにしたらよろしいでしょうか？**

A2-18

申請要項において、店舗又は事業所、倉庫、工場等を構えておらず、外観・内観写真を提出できない方は、メニュー表などの事業内容が確認できる資料を提出すること

としているため、営業実態を示す資料として、メニュー表などの写真やホームページを印刷したものを提出してください。

**Q2-19 営業実態が確認できる資料とは、どのようなものが認められますか？**

A2-19

店舗又は事業所、倉庫、工場等を構えておらず、これらの内観写真、外観写真が提出できない方は、

- ①商品・サービスを表示したメニュー表など事業内容がわかる写真
- ②ホームページ等の公開情報

等の営業実態を確認できる資料を提出いただくこととしています。

①には、商品・サービスを表示したメニュー表、料金表などに加え、事業に使用する車や船の写真、相手方から発行される直近の取引記録など、事業内容が確認できる資料も含まれます。なお、営業実態については、これらの資料に基づき総合的に判断します。

なお、営業実態の確認のため必要な場合には、追加で他の資料を求めます。

**Q2-20 漁師をしていますが、メニュー表やホームページなどがありません。営業実態を確認できる資料は、何を提出したらよろしいですか？**

A2-20

B類型の事業者は、対象月の売上が0円の場合で、店舗又は事業所、倉庫、工場等を構えておらず、これらの内観写真、外観写真が提出できない方のみ、営業実態を確認できる資料が必要となります。

特に、対象月の売上が0円の事業者については、営業実態の有無を総合的に確認します。

漁船を持つ事業者は、船の写真および直近の取引伝票等（相手方から発行されるもの）を提出してください。また、海女漁師など船を持たない事業者は、直近の取引伝票等（相手方から発行されるもの）を複数提出してください。

なお、営業実態の確認のため必要な場合には、追加で他の資料を求めます。

## 【三重県酒類販売事業者等支援金（8・9月分）】

### Q3-1 支援金を創設した趣旨を教えてください。

A3-1

令和3年4月以降、全国的に、緊急事態措置又はまん延防止等重点措置が間断なく実施されていることにより、飲食店への休業又は時短営業や酒類の提供自粛による継続的な影響を受ける酒類取扱事業者の経営危機は特に甚大なものとなっています。

このようななか、国からの要請を受け、本県においても、4月～6月に「三重県酒類販売事業者等支援金」を実施し、国の月次支援金の横出し（4月～6月）、上乘せ（5月～6月）による支援により、酒類販売事業者等の経営の下支えを行ってきたところです。

しかし、さらなる感染拡大により、三重県まん延防止等重点措置及び三重県緊急事態措置が適用されたことにより、酒類取扱事業者は一層の苦境に立たされていることから、8月、9月においても、支援の枠組みを拡充したうえで、「三重県酒類販売事業者等支援金」を実施します。

### Q3-2 概要及び支給金額を教えてください。

A3-2

「三重県まん延防止等重点措置」、「三重県緊急事態宣言」等に伴う飲食店の休業・時短営業、酒類提供自粛等による影響を受け、令和3年8月と9月の各月の売上が、前年又は前々年の同月比で30%以上減少している酒類販売事業者等に対し、各月の売上減少率に応じて、次表の額を上限とし、各月の売上減少額（月次支援金の支給額を控除した額）を支給します。

#### 【上限額（月額）】

売上減少率	30%以上70%未満	70%以上90%未満	90%以上
中小法人等	20万円	40万円	60万円
個人事業者等	10万円	20万円	30万円

したがって、支給金額は、売上減少率に応じて、2ヵ月で、中小法人等は最大40万円～120万円、個人事業者等は最大20万円～60万円となります。

また、売上減少率が50%以上の場合、国の月次支援金と合わせると、2ヵ月で、中小法人等は最大80万円～160万円、個人事業者等は最大40～80万円の支援が受けられます。

Q3-3 4月～6月に行った「三重県酒類販売事業者等支援金」との違いは何ですか？

A3-3

売上減少率90%以上の事業者に対し、売上減少率30%～50%の月支援金額（中小法人等20万円、個人事業者等10万円）の3倍の支援額を設定し、売上減少率がより大きい事業者に対し手厚い支援が行き届くようにしています。

Q3-4 他の協力金や支援金と重複して受給できますか？

A3-4

令和3年8月・9月の要請にかかる、「三重県飲食店時短要請等協力金」「三重県集客施設時短要請等協力金」および「三重県地域経済応援支援金（8・9月分）」との併給はできません。

Q3-5 国の月次支援金の受給は必須ですか？

A3-5

売上減少率が50%以上の場合には、国の月次支援金の給付を受けていることが要件となります。

Q3-6 緊急事態措置及びまん延防止等重点措置が実施されている県外の飲食店との取引は対象になりますか？

A3-6

対象となります。

飲食店との取引事業者の中には、県外の飲食店と取引しているケースも見られることから、本支援金では、緊急事態措置及びまん延防止等重点措置が実施されている県外の飲食店との取引も対象となります。

Q3-7 国の「月次支援金」に8月、9月分を申請していますが、給付決定通知が来ておらず、審査状況がわかりません。本支援金の締切は12月15日（水）までですが、どのようにしたらよいのでしょうか？

A3-7

本支援金では、「国の月次支援金の給付決定を受けていること」を要件としていますが、国の月次支援金の給付決定が未だなされておらず、審査状況がわからない方は、本支援金の締切日（令和3年12月15日（消印有効））までに、「国の月次支援金のマイページの写し※」に「月次支援金申請中」「月次支援金の給付決定を受けられなかった場合は本支援金の申請を取り下げる」旨を記載したものを添えて、本支援金の申請をしてください。（※マイページ情報の全て（登録情報、申請ステータス）写しをご提出ください。）

また、月次支援金の審査結果が出た際には相談窓口まで必ず審査結果を報告してください。

なお、上記の場合、本支援金の交付決定は、月次支援金の受給決定がなされたのちに行いますのでご了承ください。